

●ユニオン出版ネットワーク [出版ネッツ] 機関誌
●2017年11月2日発行 (毎月1回発行) ●編集・発行=出版ネッツ/ forum 編集部

●〒113-0033 東京都文京区本郷 4-37-18 いろは本郷ビル 2F
●phone : 03-3816-2911 (出版労連) ●fax : 03-6369-4182 ●URL : <http://union-nets.org/>
●e-mail : (代表) info@union-nets.org (共済) kyousai@union-nets.org (トラブル相談) trouble@union-nets.org

特集

相続

私の体験



この特集企画は、forum編集部員の体験から生まれました。組合員メーリングリストで体験を募ったところ、何人もの方が寄稿してくださいました。そこからくっきりと浮かび上がったのは、「争族」になることを避けるために、あるいは相続発生後に「しまった!」と思わなくていいように、どんな方法があるのか?ということです。家制度と相続に関するエッセイもいただきました。これから相続を迎える人の、お役に立てば幸いです。

とにかく死ぬ前、ボケる前に

叔母の夫たち兄弟が、最高裁まで行くような醜い相続争いをしたもので、我が家は早くから、「最後は姉弟で真半分に」というのが決めてあった。まず父が死んだ後すぐ、家を売り払い、母の財産を、貴金属以外すべて動産にした。そのうち母がボケてくると、銀行の定期預金は順次、普通口座にし、私が出せるようにキャッシュカードも作った。親が認知症になったら、資産は実質、凍結されてしまうのだ。もちろん家も売れない。

仏祭りなどのための現金は引き出して置いて、私が管理した。いざという時はまとまった金がすぐ必要になるからだ。母の死後、約束通り、残された預金を弟と「真半分に」分けた。トラブルはなかった。ただし、過去3年間の、母の介護や生活のために使った現金の用途の詳細について、税理士から提出を求められ、これが一番面倒だった。これから親の財産管理をする人は、領収書をちゃんと取っておき、帳簿を付けることをお勧めする。

なお成年後見人制度も利用したが、任意の契約では、最近あまり役に立たない。一番有効なのは遺言書だそうである。(匿名)

全国の公証役場

公正証書遺言等を作成する「公証役場」は、全国に286カ所。日本公証人連合会HP (<http://www.koshonin.gr.jp/list/>) に、その一覧が掲載されています。





特集 ▶ 相続 ～私の体験～

土地の境界をはっきり

父母は都内の持ち家に住んでいましたが、その土地は、祖父が現役会員のころ、武蔵野の雑木林か原生林かと思われる場所が分譲されて買ったものだと思います。

一応都内なので、今は住宅地で土地の価値も上がっています。しかも昔の一区画なので結構広く、相続税が発生しました。

さて、土地の相続や売買の場合、ちゃんと測量されていないといけないようですが、なにせ昔の土地なのできちんとしていない。そこであらためて測量することになりました。

手間ひまも結構大変でしたが、金銭面でもそれなりに大変です。いくら資産価値が高い土地をもらっても現在手元の現金は一銭も増えないので、測量にかかる費用も相続税も相続する人（うちの場合は兄でした）の持ち出しです。

税制が変わって、都会に持ち家を持っていると相続税が発生することが増えたようですね。できれば測量は相続の前に、ご両親（そこに住んでいる方）がお元気なうちに済ませたほうがいいと思ったものです。（匿名）



親と同居のおかげで

相続のトラブルといえば、親戚や知人の例でもほとんどが不動産などをめぐって兄弟姉妹間に生ずる問題のように思える。骨肉の争いである。私の場合は弟が死亡しており、兄弟姉妹はいないので、その心配はなかったが、懸念していたのは不動産（自宅）から生ずる相続税だった。関東大震災で築地を焼け出された祖父一家が現在の地に移ってきた当時、わが居住地はまだ東京都の区部ではなく郡部だった。それがいまや都心近くともいえる位置になってしまったため、狂乱のバブル時に比べればはるかに下落したとはいえ地価が半端ではない。

父から自宅敷地を受け継ぐ際には路線価相応の（高額の）相続税を払わざるをえないと覚悟をしていた。そして父が94歳の長寿を保って逝ったあと、いよいよ税金問題がふりかかるが、これが案外の拍子抜けだった。

「小規模宅地」相続の「同居親族控除」が適用できたのである。小規模宅地とは面積が2015年までは240㎡、2016年からは330㎡（100坪）以下の敷地を指し（もちろんわ



が家はその上限よりもずっと小さい)、それを同居親族が相続する場合は評価額から80%減額となるのだ。その結果、地域の路線価をベースにして相続税の基礎控除を引くと、結果的に相続税を払わずにすんだのである。

これは、ひとえに両親と同居を続けてきたおかげにほかならない。同居していると、当然いろいろな問題が生ずるので、カミさんには苦勞をかけたと思っているが、そのご褒美といえるのかもしれない。しかし、私の子どもへの相続という問題が残されている。「遺言信託」という手は打ってあるが、どうなることやら。

(匿名)

不動産5分割の難しさ

父(享年90歳)のあと8年たって母(享年96歳)が亡くなり、2人分の相続をまとめて行いました。

母の生前、私を含め5人の兄弟姉妹で遺産分割協議書を作成し、「現金(貯蓄)は5分割」「(家の建っている)土地も5分割」と決めました。書類を作成してくれた行政書士が「不動産の5分割は難しいですよ」と小さな声で言いましたが、「それが一番平等。更地にして売るのが自分たちの子どもの世代にトラブルの種を残さなくていい」という兄の意見で、「母が亡くなったら、遠くない時期に更地にして売る」ことが決まりました。

「いちばん時間に融通ききそうだから」という理由で、5人の真ん中の私が仕分けを担当することになりました。

母の一周忌後、協議書に基づいて両親の相続の作業が始まりました。銀行や郵便局の残高調査(2人分)、兄弟姉妹全員の戸籍謄本、印鑑登録証、実印の捺印。両親の戸籍謄本(生まれてから亡くなるまでの一貫した戸籍)をすべての金融機関に提出(そりゃ、ほんとにたいへんでした)。母は関東大震災を経験し、父親を早くに亡くし、戦前、本

籍を何カ所も移していました。古い戸籍に幼い母の姿が浮かぶようで、これも供養だ、と思いながら、いくつもの複雑な手続きを終えました。

現金を平等に分けた後、今度は土地です。ここでつまずきました。まだ兄弟のひとりが住んでいるのです。そのうちに、住んでいる兄弟が病気になり、ますます転居は厳しくなりました。今は兄弟5人で固定資産税だけ納めています。元気なときは「更地にして売れば円満解決」という発想ができて、手放すことの喪失感、転居の困難さまでは想像がつかなかったのです。

教訓は「本籍の移動は最小限に」「不動産の相続は細かく分けない」、でした。

(匿名)

遺言公正証書を父が作成

父は89歳。幸いにしてボケの兆候は見られないが、耳は遠くなり足腰もだいぶ弱ってきた。集落内に住む同年代の人々が年を追うごとに亡くなっていくこともあり、「明日は我が身」との思いも強まっているようだ。

昨年4月に帰省した折に示された遺言書は、父のその思いを実感させるものであった。次ページの写真にも示したとおり、それは証人立ち会いのもと公証人が口述を筆記した公正証書である。以前、僕が遺言書の作成を勧めたことはあったものの公正証書は念頭になく、そこには父の“本気”と、公務員上がりである父の実直な性格がうかがえた。

遺言書の大要は不動産を僕に動産の大半を姉にというもので、長男である僕に家(そして墓)を継いでもらいたいという意志、加えて離婚に伴う経済的不安を抱える姉を思う心情が透けて見えた。

ちなみに公正証書の作成にかかった費用は、父の場合はおよそ10万円。これは遺産の額に応じて変動するので、

知っておいて損はない!? 相続と贈与の数字



(広浜綾子/イラスト)

- 平成28年に全国で作成された公正証書遺言は105,350件。その普及率は8%余り。(日本公証人連合会)
- 全国の家庭裁判所における審判および調停件数は12,615件。そのうちの8割近くが遺産5,000万円以下。(最高裁判所「平成27年度司法統計」)
- 平成27年に亡くなった人のうち相続税の対象となった人は8.0%、前年より3.6ポイント増加した。地価が高い東京23区では12.7%、前年より5.2ポイント増加。

(国税庁ならびに東京国税局)

- 贈与税の基礎控除は、年間110万円。
- 婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに最高2,000万円まで控除できる特例がある。
- 相続税の基礎控除は、<3,000万円+600万円×法定相続人の数>。
- 相続税の申告は、被相続人の死亡を知った日の翌日から10ヵ月以内。(以上4項目は「相続税法」より)



特集 ▶ 相続 ～私の体験～

目安と考えてもらいたい。

以下にその公正証書の内容を、僕以外の人名や数値を省いて記載する。

平成28年〇号

遺言公正証書

本公証人は、遺言者Aの囑託により、証人E、同Fの立会いのもとに、遺言者の口述を筆記して、この証書を作成する。

第1条 遺言者は、遺言者の所有する下記の不動産（持分のときは相続開始時の持分全部）を遺言者の妻Bに相続させる。

第2条 遺言者は、前条に記載した不動産以外の、遺言者の所有する不動産の全部を、遺言者の長男Cに相続させる。

第3条 遺言者は、遺言者の有する預貯金及び国債等の金融資産の払戻しを受け、遺言者の一切の債務の弁済及びこの遺言の執行に関する費用の支払に充てた残金につき、妻Bに○、長男Cに○、遺言者の長女Dに○を相続させる。

第4条 遺言者は、第1条から第3条に記載した財産以外の、遺言者の有する財産の全部を長男Cに相続させる。

第5条 妻Bが遺言者の死亡以前に死亡したときは、第1条により妻Bに相続させるとした財産は、長男Cに相続させ、第3条により妻Bに相続させるとした財産は、長男C及び長女Dに○を相続させる。

第6条 遺言者は、この遺言の遺言執行者として、長男Cを指定する。

2 遺言執行者は、この遺言を執行するため金融機関に預託されている遺言者名義の預貯金、有価証券及びその他の債権について、名義変更、解約及び払戻し等をする権限その他この遺言を執行するために必要な一切の権限を有する。

この遺言の執行に必要な場合は、代理人を選任することができる。

(中略)

以上のとおり読み聞かせ、かつ閲覧させたところ、一同その記載に誤りがないことを承認し、次に署名押印する。

(後略)



遺言公正証書の正本と謄本。原本は公証役場に保管されるため、仮に正本や謄本が紛失しても大丈夫

おわかりのように第1条から第4条が相続人への配分割

合を定めたもので、第5条に妻B（つまり僕の母）が先に亡くなった場合の変更点を追記。重要なのは第6条で、これがあることにより相続人全員の印鑑証明と印鑑がなくとも、遺言執行者である僕が、預貯金の解約や払戻しをすることができる。

今回の特集は自身が相続人となる場合を想定したものが、遺言者となる場合も考えねばと、公正証書を前に考えた次第である。
(匿名)

相続と家制度と墓

今年5月に母が亡くなり、相続手続きの真っ最中である。とくにもめごとはない。相続人は私と妹の2人。相続財産は、徳島にある土地と朽ちかけた家屋だ。徳島で一人暮らしをしていた母が、京都の妹のところに移ってから13年。母は自分の終末期や葬儀、相続についての希望を、妹に伝えていた。2年ほど前、母の具合が悪くなり、京都へ行くたび、母の死後のことについて妹と話し合った。早い時期からお互いの考えや希望を聴き合い、取り決めをしていたのがよかったのだと思う。

若い頃、私は母に「家も土地もお金もいらない（遺してくれなくてもいい）」と言っていた。私の中では、物としての家を相続することと“家”制度（意識）とが分かちがたく結びついていて、まとめて拒否したいものだったからだ。だが、母の遺言（メモ）に「○○（筆者のこと）には1円もやらなくてよい」と書いてあったのには苦笑した。ちゃんと覚えていたんだね。結局、妹の提案で、私と妹が2：8の割合で相続することになった（土地が売れたらの話だが）。信条を曲げるのは少々情けなくはあったが、もらえるものはもらうことにした。信条よりも「老後の不安」という現実の事情が勝ったのだった。

さて、相続と並んで親の死後ぶつかる問題に、お墓のことがある。

四十九日の法要で、40年ぶりに親戚の人々と話をした。私が姓を変更していないこと、息子がいることを知って、「△△家が途絶えなくてよかった」と喜んでくれた（△△を名乗っているのは、事実婚を選んだからなだけ）。私が「お墓は、三回忌が終わったら永代供養をして墓終いする」と言ったら、「わけわからん」という顔をされた。

お墓（家墓）は、今も日本社会に根強く残る“家”制度の象徴だと思う。これまで、できるだけ“家”に絡めとられないようにと生きてきたが、墓終いはその最後の仕事になるかもしれない。私の死後は、散骨するよう子どもたちに伝えてある。
(匿名)